

独立行政法人国際観光振興機構 契約監視委員会 2019年度(第1回)議事概要

開催日	2019年6月24日(月)	
場所	独立行政法人国際観光振興機構 本部会議室	
出席委員氏名	委員長 戸田次郎(国際観光振興機構監事)	
	委員 今井和男(弁護士)	
	委員 杉本賢司(公認会計士、税理士)	
	委員 廻洋子(敬愛大学特任教授)	
	委員 大塚美智子(国際観光振興機構監事)	
審査対象期間	2018年10月1日 ~ 2019年3月31日	
抽出案件	4 件	(備考)
(内訳)		契約件名:
一般競争入札	0 件	契約相手方: (別紙のとおり)
指名競争入札	0 件	契約金額:
随意契約	4 件	契約締結日:
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	(別紙のとおり)	(別紙のとおり)
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	(別紙のとおり)	
議題1. 観光ビジョン実現に向けたJNTO重点の取り組みの例		
別紙のとおり		
議題2. 2018年10月1日から2019年3月31日までの契約状況等について		
別紙のとおり		
議題3. 公益法人に対する支出の点検・見直しについて		
別紙のとおり		
議題4. 平成30年度調達等合理化計画に対する自己評価及び 2019年度国際観光振興機構調達等合理化計画の点検		
別紙のとおり		

議題1. 観光ビジョン実現に向けたJNTO重点の取り組みの例

報告内容	・観光ビジョン実現に向けたJNTO重点の取り組みについて、デジタルマーケティングの本格化、ウェブサイトやアプリ等を通じた対外的情報発信の強化、地方自治体との連携、富裕層市場やMICE誘致等質の高い観光への貢献といった4つの観点から説明。	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	・地方自治体との連携において、訪日教育旅行の教育旅行とはどのような意味か。	・日本でいう修学旅行のようなもので、学生による海外の経験の機会ととらえ日本ならではの文化や教育の現場を見て学んでいただく機会である。
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし	

議題2. 2018年10月1日から2019年3月31日までの契約状況等について【契約状況全般】

委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	・訪日客の増加に伴い契約件数も増加している印象だが、下半期は上半期と比べて契約件数が半減となっているようだがこの理由は。	・下期は予備費の交付があったものの、契約自体は上期に集中する傾向がある。
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし	

【抽出事案1】随意契約(企画競争方式)		
【契約件名】 グローバルウェブサイトの拡充及び海外ウェブサイトリ ニューアル事業(契約変更)	【契約相手方】有限会社ファンキーコープ	
【契約金額】269,934,984円(変更契約後 309,836,340円)	【契約締結日】平成30年7月2日(変更契約 平成30年12月18日)	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	①原契約は企画競争の結果、1者応募となっているが、その要因は何か。	①企画競争説明書では、企画背景・経緯、サーバー環境・OS情報等について明示するなど、透明性・公平性の確保に努めたほか、企画提案書の提出を検討する事業者からの質問については、他者に対しても回答しており、1者応募の未然防止に努めたものの、結果として、1者応募集となった。 企画提案書を提出しなかった理由を問うアンケートの結果には、「仕様内容が自社では履行困難」「グループ内の企業と共同応募も考慮したが、準備が整わず断念した」といった事業者側の都合による回答があった。
	②どのような理由で変更契約を行ったのか。また、事業の内容は原契約と比較してどのような変更を行ったのか。	②JNTOグローバルウェブサイト(英語)のコンテンツをもとに海外事務所サイトの翻訳・制作を進める過程において、外部有識者等からの指摘に基づき、コンテンツの追加・拡充の必要性が急遽発生し、当初見込んでいた翻訳の単語数が10万語増加したほか、コンテンツ増量に耐えうるための追加のシステム開発が必要となった。また、6月から9月にかけて連続的に発生した自然災害の発生を受け、訪日外国人旅行者向け災害関連情報ページの新規制作・開発が追加で必要になるなど、当初予期しない制作工程の追加が必要となったため、契約変更せざるを得ない状況となった。 結果的には現事業者に作業対応させることで作業の効率化と短納期化を実現し、結果的にコストをおさえることが可能となったほか、災害関連情報体制を早期に整えたことで、以降発生した大雪等の自然災害に際し、外国人旅行者向けの災害情報を迅速に発信することができた。
	③海外事務所ウェブサイトのリニューアル作業については今後も継続予定だが、今後も企画競争とすることが可能か。	③作業のための仕様・条件をすべて開示して説明しているため、今後も企画競争とする意向である。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・特になし。	

【抽出事案2】随意契約(企画競争方式)

【契約件名】 平成30年度著名人等を活用した動画制作および広告 宣伝事業		【契約相手方】株式会社電通アドギア
【契約金額】119,934,445円		【契約締結日】平成31年1月20日
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>①企画競争の結果、7者の企画提案の中から株式会社電通アドギアの企画提案を採用しているが、審査の内容はどうなっているのか。 (他者の企画提案を不採用とした理由も含めて、選考プロセスはどうなっているのか。)</p> <p>②契約額の内訳はどのようになっているのか。</p>	<p>審査においては、主管部である市場横断プロモーション部の部長、デジタルマーケティング室長、総務広報Gマネージャーの計3名が審査員となり、機構における評価項目に基づき、適切に審査を行った。 著名人の人選及び提案時の時点で許諾済みであったことによる実行性の高さ、広告時期やターゲット設定の的確性等が他社と比較し高く評価された結果、電通アドギアの企画提案を採用した。</p> <p>②契約金額内訳 ・動画制作費50,000千円 ・広告費70,000千円</p> <p>2月初旬～3月中旬までの広告実施により、動画完全再生回数は800万回となり、想定より160%達成となった。また、SNSを活用した拡散施策により100万人を越すフォロワーに対し早期に情報発信を行うことができた。</p>
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし。	

【抽出事案3】随意契約(企画競争方式)

【契約件名】 災害等非常時にも対応する総合的な情報提供体制の整備・運用事業	【契約相手方】株式会社ブリックス
【契約金額】135,600,000円	【契約締結日】平成31年2月1日

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	①今まであまりなかった取り組みだと思うが、事業の内容は具体的にどのようなものか。	①平成30年に相次ぎ発生した激甚災害において、訪日外国人旅行者に向けた正確な情報発信、安全・安心の確保が課題として浮き彫りになったことを背景に、「24時間365日、多言語で、きめ細かな情報提供ができる体制」を構築すべく事業の要件を定め、企画競争を行った。 事業概要としては、JNTOコールセンターについて回線数を10回線に増強。24時間365日。英語、中国語、韓国語で相談対応ができる体制を強化し、【Japan Visitor Hotline】を開設。 また災害時にも必ず必要な情報を取得できる体制を確保するため、自動音声案内、チャットボットを活用した総合的な情報提供体制を整備し、2019年3月末より運用開始。
	②企画競争の結果、株式会社ブリックスの企画提案を採用しているが、審査の内容はどうなっているのか。(他者の企画提案を不採用とした理由も含めて、選考プロセスはどうなっているのか。)	②企画審査内容及び審査結果 本部職員4名が審査員となり、機構における評価項目に基づき適切に審査を行った。 応募者数：2社 コールセンターを直接雇用スタッフで運営し、高い帰属意識のもと統一的な案内等クオリティの確保が可能である点、災害時の多言語サービスの請負実績があり、業務の確実性が期待できる点、観光特化の言語処理機能を用いたAIを活用する点が高く評価され、株式会社ブリックスの企画提案を採用した。 一方他社はコールセンター運営を外部2社に委託予定であり、災害等緊急時の連携の不安定さが見られる点や提案内容の実現性が乏しいとの判断により不採用となった。
	③契約額の内訳はどのようなになっているのか。	③契約金額内訳 ・開発費：75,600千円 ・運用費：60,000千円(2019年3月29日～2020年3月31日)

委員会による意見の具申又は勧告の内容	・特になし。
--------------------	--------

【抽出事案4】随意契約(企画競争方式)

【契約件名】

- ①中国における北海道および関西地域を中心とした訪日旅行促進事業
- ②平成30年度台湾における北海道・関西エリアへの訪日プロモーション事業

【契約相手方】

- ①株式会社博報堂
- ②株式会社電通

【契約金額】

- ①203,986,337円 (CNY11,784,306.00)
- ②112,000,000円

【契約締結日】

- ①平成30年11月20日
- ②平成30年12月5日

	意見・質問	回答
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>①企画競争の結果、株式会社博報堂の企画提案を採用しているが、審査の内容はどうなっているのか。 (他者の企画提案を不採用とした理由も含めて、選考プロセスはどうなっているのか。)</p> <p>②契約額の内訳はどのようになっているのか。</p>	<p>①海外事務所における企画競争。規程に基づき、中国3事務所長、事務所派遣職員2名、現地職員2名、相互牽制のために本部職員(海外プロモーション部次長)を加え計8名の審査員にて、機構における評価項目に基づき2社※の企画提案を審査した。</p> <p>特に、以下の評価が高く採用となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) メディア連携において大手ポータルサイトとのタイアップが提案されており大きな影響力が見込めたこと。 b) ウェブ広告の出稿において単純なバナー広告ではなく、良質なユーザーをウェブサイトへ誘引できる戦略的な施策であったこと。 c) 全体的に具体的かつ的確でバランスの取れた提案であったこと。 <p>一方他社の提案は、メディア連携の選定およびウェブ広告における手法が、株式会社博報堂との比較において新規性や効果に欠ける内容であったため不採用となった。</p> <p>※3社から応札があったが、1社は企画提案書に不備があったため失格となった。</p> <p>②事業の概要および契約金額の内訳は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①訪日旅行商品販売促進事業(74,619千円) 旅行会社、航空会社との共同広告、ギブアウェイ制作 ②親子旅行層をターゲットとした北海道へのメディア招請事業(20,259千円) ③インフルエンサーを活用したSNSキャンペーン(51,886千円) ④スノーリゾートをテーマとしたクリエイティブ制作・情報発信事業(48,611千円) その他(1,171千円)

	<p>(注)本部契約の「平成30年度台湾における北海道・関西エリアへの訪日プロモーション事業」における審査の内容にも言及し、両者の選考プロセス(審査の内容)を比較する観点を加えて説明すること。</p>	<p>■台湾「平成30年度台湾における北海道・関西エリアへの訪日プロモーション事業」の選考プロセス 本部における企画競争であり、規程に基づき、海外プロモーション部長、次長、マネージャー代理および総務部次長の合計4名が審査員となり6社※の企画提案について、機構における評価項目に基づき審査を行った。その結果、メイン事業であるインフルエンサーを起用した動画制作において、動画の構成のみならず事業全体の拡散施策が他社よりも優れていた点が高く評価され、株式会社電通の企画提案を採用した。</p> <p>事業の概要および契約金額の内訳は以下のとおり。 ①プロモーションムービーを活用した 広告 宣伝事業 (46,866千円) ②イベント開催 を通じた 現地 メディア による 情報発信 (18,140千円) ③インフルエンサー 招請によるウェブコンテンツ の 拡充 と旅行記事の発信 (16,947千円) ④ 航空会社との共同プロモーション(20,000千円) その他(10,046千円)</p> <p>※7社から応札があったが、うち1社は見積書の足し上げに誤りがあり、失格となった。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>・特になし。</p>	

議題3. 「公益法人に対する支出の点検・見直し」について		
契約監視委員会において審議することとなった経緯	(該当なし)	
審議における観点	(該当なし)	
【契約件名】(該当なし)	【契約相手方】(該当なし)	
【契約金額】(該当なし)	【契約締結日】(該当なし)	
審議概要	(該当なし)	
議題4. 平成30年度調達等合理化計画に対する自己評価及び2019年度国際観光振興機構調達等合理化計画の点検		
報告内容	<p>・本計画は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定することとされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進できるよう、制定するものである。</p> <p>・また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)において、「契約監視委員会は、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行う」とあるため、平成30年度の調達等合理化計画の自己評価と、その評価を踏まえて策定した2019年度の調達等合理化計画について審議するものである。</p>	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	(該当なし)	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	(該当なし)	
【その他全体を通しての委員からの意見・質問等】		
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	ウェブサイトや動画などの事業を通じて得た成果物について、外部からの権利侵害等に対して対策を講じていく必要があるのではないか。	著作権等は、契約においてJNTOに帰属している。外部からの権利侵害等に対する対策については、専門家の方のご意見もいただきながら、進めていきたい。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・特になし。	